

静岡県第6回公募公債（米ドル建・指定金融機関等限定）を次の発行要項により募集する。

令和2年12月4日

静岡県知事 川勝平太

静岡県第6回公募公債（米ドル建・指定金融機関等限定）発行要項

1 発行者の名称

静岡県

2 発行総額

金200百万米ドル

3 発行の目的

令和2年度事業資金等に充当するため。

4 各公債の金額

金1百万米ドル

5 振替法の適用

本公債については社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、第19項記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則（業務処理要領及び振替の取扱等に関して振替機関から発行代理人・支払代理人・機構加入者等宛になされる通知等を含み、以下「業務規程等」という。）に従って取り扱われるものとする。

6 利率

年1.353パーセント

7 発行価額

額面100米ドルにつき金100米ドル

8 償還金額

額面100米ドルにつき金100米ドル

9 応募者利回り

年1.353パーセント

10 償還の方法及び期限

(1) 本公債の元金は、令和12年12月16日に米ドルによりその全額を償還する。ただし、償還すべき日（以下「償還期日」という。）が営業日（本項第(2)号に定義する。）でない日に該当するときは、その支払は翌営業日にこれを繰り下げる。

(2) 本要項において「営業日」とは、東京及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が一般に支払の決済を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）をいう。

(3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。

11 利息支払の方法及び期限

(1) 利息は、払込期日（同日を含む。）から償還期日（同日を含まない。）まで第6項記載の利率によりこれをつけ、毎年6月16日及び12月16日（以下各々を「利払日」という。）の2回に本項第(2)号に定める方法によりこれを米ドルにより後払いする。

(2) 各利払日において、各利息計算期間（以下に定義する。）に関し、各公債の金額の総額について支払われる利息の金額は、各公債の金額の総額に、一通貨あたりの利子額（第19項記載の振替機関の業務規程施行規則に従い、1米ドルに第6項記載の利率及び以下の算式により得られる数を分子とし、360を分母とする分数を乗じることにより得られる金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）をいう。）を乗じることによりこれを計算する。ただし、計算の結果、補助通貨単位（米セント）未満の端数が生じた場合は、補助通貨単位未満の端数を切り捨てる。

「利息計算期間」とは、払込期日（同日を含む。）から次の利払日（同日を含まない。）までの期間及び連続する各利払日（同日を含む。）からその次の利払日（同日を含まない。）までの期間をいう。

(算式) $[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)$

「Y1」とは、当該利息計算期間の最初の日があたる暦年の数字をいう。

「Y2」とは、当該利息計算期間の最後の日の直後の日があたる暦年の数字をいう。

「M1」とは、当該利息計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、当該利息計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、当該利息計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、当該利息計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合で、かつ、D1が29よりも大きい場合には、D2は30とする。

- (3) 利息を支払うべき日が営業日でない日に該当するときは、その支払は翌営業日にこれを繰り下げる。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われぬ。
- (4) 償還期日後は利息を付けない。

12 受方機構加入者による支払代理人への通知並びに通知が遅延した場合における元利金支払に関する特則

(1) 第10項及び第11項に従った期日における元利金の支払は、自らが備える振替口座簿（業務規程等に定めるものをいう。以下同じ。）に本公債の記録又は記載のある機構加入者が、当該振替口座簿に本公債の記録又は記載がされた直後に到来する利払日又は償還期日の2営業日前までに、第19項記載の振替機関の一般債振替制度に係る業務処理要領に定める「振替債元利金に係る支払方法指定書（外貨用）」（以下「支払方法指定書」という。）を、第20項記載の支払代理人のもとに到達させることにより、本公債の元利金の支払いを受けるために必要な情報を通知することを条件として行われる。ただし、当該機構加入者が支払代理人に対し、米ドル建の振替債にかかる支払方法指定書を既に提出している場合は、この限りではない。本号の条件が充足されない場合、該当する本公債の元利金の支払は、本項第(2)号の規定に従う。

(2) いずれかの利払日又は償還期日に関し、自らが備える振替口座簿に本公債の記録又は記載のある機構加入者から支払代理人が本項第(1)号の期限内に支払方法指定書を受領していない場合、本県及び本県から資金を受領する第20項に規定する支払代理人は、第10項第(1)号又は第(2)号及び第11項の規定にかかわらず、当該機構加入者の口座に記録される本公債（当該機構加入者が保有するもの、当該機構加入者の顧客の口座に記録されるもののほか、当該機構加入者に口座を有する間接口座管理機関及びその更に下位の間接口座管理機関の顧客の口座に記録される本公債を含む。）の元利金を当該利払日又は償還期日に

支払う義務を負わず、当該支払の遅延に伴う損害その他の債務から免除されるものとする。本号に基づき支払が繰り延べられた元利金については、当該機構加入者より支払方法指定書が支払代理人に提出された後、社債等振替法及び業務規程等に従って速やかに当該機構加入者に交付することとし、当該機構加入者が支払方法指定書を支払代理人に提出しないことで発生する支払の遅延は第19項記載の振替機関の社債等に関する業務規程第67条第2項に定める支払遅延には該当しないこととする。

- (3) 社債等振替法又は業務規程等若しくはその運用の変更により、本項第(1)号若しくは第(2)号の条項にかかわる規定又は運用（償還期日が到来した公債等に関する振替の可否にかかわる規定又は運用を含むが、これに限定されない。）が変更される場合、本県と支払代理人との間の合意により、本項第(1)号及び第(2)号の条項に適切と認められる修正を加えることができる。
- (4) 本公債の債権者は本公債を第17項に定める指定金融機関等に譲渡する場合には、譲受人たる他の指定金融機関等に対して、本項第(1)号及び第(2)号の規定が付されていることを予め告知するものとする。

13 申込期日

令和2年12月4日

14 払込期日

令和2年12月16日

15 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が、適宜募入額を定める。

16 募集の受託会社

株式会社みずほ銀行

17 募集及び譲渡の制限

- (1) 本公債の募集は、日本国及びその他の一定の国において、日本国及び当該その他の国の一切の適用ある法令ならびに本要項の規定に従って行われる。
- (2) 本公債には、本公債を取得した者が本公債を以下に定める指定金融機関等（以下「指定金融機関等」という。）以外の者に譲渡することを禁止する旨の制限が付されており、本公債の募集の取扱は、指定金融機関等である者に限定して行う。
- (i) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（以下「特別措置法」という。）第8条第1項に規定する金融機関
- (ii) 特別措置法第8条第2項に規定する金融商品取引業者等
- (iii) 所得税法（昭和40年法律第33号）（以下「所得税法」という。）第176条第1項に規定する内国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者
- (iv) 所得税法第180条の2第1項に規定する外国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者
- (v) 所得税法第11条第1項に規定する同法別表第一に掲げる内国法人であって同条第3項の適用を受ける者
- (vi) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人であって特別

措置法第5条の3の適用を受ける者

(3) 本公債は、払込期日にユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）が備える振替口座簿（自己口か顧客口かを問わない。）へその発行総額が記録又は記載されて管理されるものとし、以降ユーロクリアが備える振替口座簿から他の口座管理機関が備える振替口座簿へ本公債を振替えることはできないものとする。そのため、本公債はユーロクリア又は社債等振替法第44条第1項の規定によりユーロクリアに口座の開設を行った者（以下「ユーロクリア直近下位口座管理機関」という。）のいずれかに口座を有する指定金融機関等でなければこれを取得することはできない。ユーロクリアはユーロクリア以外の口座管理機関への本公債の振替申請又は決済指図に応じる義務を負わず、当該振替の停止に伴う損害その他の債務から免除されるものとする。またユーロクリア直近下位口座管理機関はユーロクリア及びユーロクリア直近下位口座管理機関以外の口座管理機関への本公債の振替申請又は決済指図に応じる義務を負わず、当該振替の停止に伴う損害その他の債務から免除されるものとする。

(4) 本項第(2)号及び第(3)号の規定にかかわらず、本公債はアメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、かつ今後も登録されず、アメリカ合衆国において又は米国人に対して、その計算で若しくはその利益のために、(i) その分売の一環として行う場合はいかなるときも、また(ii) それ以外の場合は、本公債の公衆に対する募集開始又は払込期日のいずれか遅い方から40日後までの間、証券法に基づくレギュレーションSに従う以外に募集及び売付けをしてはならない。本号で使用した用語は、証券法に基づくレギュレーションSに定める意味を有する。

18 引受及び募集取扱会社

野 村 證 券 株 式 会 社

19 振替機関

株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構

20 発行代理人及び支払代理人

株 式 会 社 み ず ほ 銀 行